

那覇市公園駐車場管理運営事業者
公募に係る制限付き一般競争入札

那覇市都市みらい部 公園管理課

令和8年1月

目 次

【入札要領】

1	目的	• • • • P1
2	対象施設	• • • • P1
3	期間	• • • • P1
4	入札参加資格要件	• • • • P1
5	公園施設の設置許可等について	• • • • P2
6	主な基本事項について	• • • • P3
7	スケジュール	• • • • P4
8	管理運営に関する主な条件について	• • • • P4
9	駐車場出庫台数実績	• • • • P7
10	応募手続き等	• • • • P7
11	質問及び回答	• • • • P8
12	入札及び開札	• • • • P9
13	その他	• • • • P10

【様式】

(様式 1)	応募申込書	• • • • P16
(様式 2)	誓約書	• • • • P17
(様式 3)	駐車場事業実績	• • • • P18
(様式 4)	質問書	• • • • P19
(様式 5)	入札書	• • • • P20
(様式 6)	委任状	• • • • P21

那覇市公園駐車場管理運営事業者公募に係る制限付き一般競争入札要領

1 目的

公園利用者以外の者による長時間駐車を抑制するために、都市公園法（以下「公園法」という。）第5条の規定に基づき、那覇市公園管理課が所管する都市公園の施設「大石公園駐車場」「末吉公園駐車場（市立病院側）」「末吉公園駐車場（儀保交番側）」「真嘉比中央公園駐車場」「森口公園駐車場」について、公園施設設置許可及び公園施設管理許可（以降、施設設置管理許可という。）の手続きにより、公園駐車場有料化を図り、適正な公園利用及び駐車場のより効果的な管理運営を行うことを目的とする。

2 対象施設

名称	所在地	管理面積	台数
大石公園駐車場	那覇市識名1丁目12付近	約530m ²	19台
末吉公園駐車場（市立病院側）	那覇市首里末吉町1丁目147付近	約1,600m ²	28台
末吉公園駐車場（儀保交番側）	那覇市首里儀保町4丁目17付近	約1,000m ²	11台
真嘉比中央公園駐車場	那覇市真嘉比3丁目16-1	約400m ²	13台
森口公園駐車場	那覇市字小禄85-2付近	約400m ²	12台
	計	約3,930m ²	83台

※管理面積については地図上での計測となります。

3 期間

期間は令和8年4月1日～令和13年3月31日までとする。

※大石公園駐車場は令和8年3月31日まで、現在の事業者（以降、現事業者という。）にて、管理運営を行うことから、令和8年4月以降に、現事業者が現事業者所有の機器撤去後に、今回の入札で決定した事業者（以降、新事業者という。）にて整備を行うこととなる。

※全ての公園において、都市公園法に基づく、公園施設設置許可申請及び公園施設管理許可申請を提出し、施設設置管理許可後に整備を開始すること。

※新事業者は、災害等想定外の事態が起きた場合に駐車場の開始日について、協議することができます。

4 入札参加資格要件

- (1) 那覇市内に本社又は営業所等を有する法人。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 那覇市から指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者。(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがな

- されている者又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者であっても、当該手続開始の決定後、経営事項審査を受け那覇市に競争入札参加資格審査願を再度提出し、審査を経て有資格業者として認定され業者格付名簿に登録された者で、更生計画認可が決定された者又は再生計画認可の決定が確定された者を除く。)
- (5) 経営状況が著しく不健全であると本市が認める者に該当しない者。(公告日の3か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者。前号に該当する者を除く。)
- (6) 那覇市の市税を滞納していないこと。
- (7) 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (8) 「那覇市公園駐車場管理運営事業者公募に係る制限付き一般競争入札要領」(以降、「入札要領」という。)に定める条件及び法令等を遵守し、「管理事業者自らが貸付物件を自動車の時間貸駐車場として、賃貸借期間中継続して営業・運営する事業」(以降「駐車場事業」という。)を行う資力、能力等を有する法人であること。
- (9) 過去3年間において、官公庁又は民間等(1,000m²以上)における駐車場運営等の実績を有していること。
- (10) 申込みをしようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条及び那覇市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

5 公園施設の設置許可等について

(1) 有料化の許可方法

駐車場管理は、都市公園法第5条第1項に基づく施設設置管理許可を新事業者に与えることで行う。この施設設置管理許可申請は、本市が示す条件等を十分確認した上で行うこと。また、那覇市と新事業者にて協定書を締結する。

(2) 管理運営事業者の決定方法

本市の設定した「年間最低使用料」以上、かつ、最高額を提示した者に都市公園法に基づく施設設置管理許可を与える。

(3) 年間最低使用料は以下のとおり。

入札における年間最低使用料は、**5,544,000円**（税込）とする。

(4) 使用料の納付

使用料は、施設設置管理許可に伴い本市が毎年度発行する納付通知書により、指定する期日までに納付すること。既に納付された使用料については、本市の責任により生じた理由により施設設置管理許可を取り消す場合を除き、返還しない。

(5) 事業者の費用負担

本事業を行うにあたり、設計、整備、運営、維持管理、修繕等にかかる費用は、使用料とは別に新事業者の負担とする。

各駐車場の台数は2 対象施設で記載している台数は最低限確保し、更に駐車ますを増やす等の変更は那覇市と協議することができるものとし、その場合、那覇市と協議し、承認を得なければならない。この場合の変更に伴う費用も新事業者の負担とする。

(6) 許可の取り消し（協定書解除など）

本市の施設設置管理許可の条件に違反した場合や、次のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことがある。この場合において、新事業者に損害が生じても、本市は、その賠償、補償の責めを一切負わない。

- ① 対象物件を公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき又は本市の都合が生じたとき
- ② 新事業者が不正な手段を行って許可をうけたとき
- ③ 誓約書に違反したとき。
- ④ 新事業者が、入札要領に記載されている事項等に違反した場合

6 主な基本事項

(1) 協定書の締結

本事業を実施する新事業者は事業実施するにあたり、施設設置管理許可とは別に、本市と協定書を締結しなければならない。（施設設置管理許可前までに協定書を締結する予定）

協定書の締結に関して必要な費用は、新事業者の負担となる。なお、新事業者が協定書を締結しない場合、本事業の新事業者としての決定は無効となる。

(2) 禁止事項

- ①新事業者は、施設設置管理許可に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、質入れ若しくは担保に供し、又は営業の一部委託若しくは名義貸し等をすることはできない。
- ②新事業者は、対象施設及び設置した工作物を有料駐車場以外の目的に使用することはできない。
- ③新事業者は、対象の土地に建物を設置することはできない。
- ④新事業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員がその活動のために利用する等公序良俗に反する利用をさせてはいけない。

(3) 公園駐車場の用途について

駐車場は、都市公園法に基づき、都市公園の効用を全うするために設置した施設であるため、車庫証明書の発行はできない。

(4) 個人情報

個人情報を取り扱う場合は、那覇市個人情報保護条例(平成3年8月30日条例第21号)、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)など関係法令等を遵守しなければならない。

(5) 実地調査等

前記事項(2)～(4)の履行を確認するため、本市が対象施設の利用についての実地調査を実施するとき、又は関係資料の提出を求めたときは、新事業者は必ず本市に協力すること。

(6) 違約金

本事業を実施する新事業者は、前記5(6)②～④に該当する場合や、前記6(2)～(4)に違反した場合は、「使用料（入札額）の100分の10」に相当する額を違約金として本

市に支払わなければならない。

(7) 対象施設の引渡しと返還

①対象施設の「大石公園駐車場」は、現事業者にて現事業者所有の機器撤去後に引き渡すものとする。対象施設の「大石公園駐車場」以外は、本市及び新事業者と協議のうえ、令和8年4月1日(水)午前0時までに引き渡すものとする。

②対象施設を返還する場合は、本市の指定する期日までに新事業者の負担により機器等を撤去し返還すること。

(8) その他

①対象施設に関する近隣及び駐車場利用者等への対応は、新事業者の自己責任で行うこと。

②本市は、対象施設につき特別の費用を負担することになったとき、その他正当な理由があると認めるときは、その費用について新事業者に請求することができる。

③看板等工作物の設置にあたっては、都市公園法、那覇市都市景観条例、那覇市屋外広告物条例等の関係法令が適用される。

7 スケジュール

(1) 公募要領の配布	令和8年1月30日(金)～令和8年2月27日(金)
(2) 公募申込受付期間	令和8年1月30日(金)～令和8年2月27日(金) ※受付時間は、午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分(ただし、期間中の土・日曜日・祝日を除きます。)
(3) 質問書受付期間	令和8年1月30日(金)～令和8年2月13日(金)
(4) 質問書に対する回答	令和8年2月19日(木)(予定)※HPにて公開
(5) 入札参加資格認定通知書の送付	令和8年3月6日(金)(予定)
(6) 入札日	令和8年3月13日(金)14時開始 ※入札場所：那覇市役所9階901会議室
(7) 落札者決定通知	令和8年3月16日(月)(予定)
(8) 協議期間	令和8年3月26日(木)まで(予定)
(9) 協定書等の締結・許可書の発行	令和8年3月27日(金)(予定)
(10) 駐車場貸付開始	令和8年4月1日(木) 0時～

8 管理運営に関する条件について

(1)駐車場管理運営については、都市公園法第5条第1項に基づく公園施設設置管理許可を新事業者に与えることで行う。また、那覇市と新事業者にて協定書を締結する。

(2)有料化の開始日は、那覇市と新事業者において協議して決定するものとする。

※なお、令和13年4月1日午前0時までに、駐車場内に残存車両がないようにすること。残存車両があった場合、新事業者の責任により撤去等の手続きをとるものとする。

(3)駐車料金は、駐車から1時間の間は無料、1時間から2時間の間は100円、2時間から3時間の間も100円とすること。3時間以降については、24時間最大料金を含め、近

隣駐車場の料金以上にすることとし、本市と協議の上、新事業者で設定すること。
なお、公園利用者以外で満車になる事態が発生した場合には、本市から料金変更など指示を出す場合がある。

駐車料金表

駐車時間	駐車料金
駐車から 1 時間未満	無料
1 時間以上 2 時間未満	100円
2 時間以上 3 時間未満	100円
3 時間以上	24時間最大料金を含め、近隣駐車場の料金以上にすることとし、本市と協議の上、新事業者で設定すること。

- (4) 災害等の不足な事態が起こった場合、新事業者は駐車場利用停止について判断すること。なお、本市は駐車場利用停止に伴う補償等は行わない。
- (5) 機器等の設置にあたっては、トラブル時の対応等、適切な指示・処理ができる安全なシステムであること。
- (6) 平地による有料駐車場とし、新事業者は利用者が困らないよう設置する機器を選定し保守メンテナンス及び消耗品補充（駐車券、釣銭等）等を適切に行い管理・運営すること。
- (7) 有料駐車場に関する近隣及び有料駐車場利用者への対応は、新事業者が行うこと。また、対象施設の使用に当たっては、近隣住民の迷惑とならないよう、十分に配慮すること。
- (8) 天災、有料駐車場内において発生した盜難その他本市の責めに帰することができない事由により新事業者又は有料駐車場利用者が被った損害については、本市は一切その責任を負わないものとする。
- (9) 設置した機器等による事故等は、全て新事業者の責任範囲とし、第3者又は本市に損害を与えた場合は、すべて新事業者の責任でその損害を賠償しなければならない。
- (10) 新事業者は、けが人が出る等重大な事故が発生した場合は、適切に処置し、速やかに公園管理者に報告すること。
- (11) 駐車場は、24時間年中無休で利用可能な施設とし、いつでも利用者から直接相談できる体制を整えること。
- (12) バスの駐車スペースは、確保しない。
- (13) 自動二輪車、原動機付き自転車については、大石公園駐車場にスペースを確保すること。（駐車料金は無料とする）
- (14) 公園管理者車両（不定期）、公園の維持管理業者車両（不定期）、緊急車両（不定期）については、いつでも出入りできるようにし、駐車料金は無料とすること。
末吉公園駐車場（市立病院側）については、管理事務所があることから、定期的に公園の維持管理車両を駐車している。駐車時間及び台数は以下の通りである。なお、駐車時間及び台数は多少変動する可能性はある。

公園の維持管理車輛 末吉公園駐車場（市立病院側）駐車時間	台数	備考
5：30～16：00	15台	基本的に土・日・祝日の駐車はありません。
15：00～6：00	6台	6台の内、2台は管理範囲外の場所に駐車する。

- (15)公園の緑化及び清掃を行っている愛護会等が公園の清掃等を行うときの車輛については、駐車料金を無料とすること。（年間約900枚の1日無料券を発行すること。ただし、利用状況に応じて、1日無料券ではなく、1時間無料券などへの変更にも対応できるようにすること。その場合の枚数については、本市と協議して決定するものとする。）
- (16)祭り及びイベント関係の車輛については、主催者のいかんにかかわらず駐車料金は有料とすること。（一般利用者と同額）
- (17)障がい者専用駐車スペースについては、各公園駐車場における現状の台数及び位置に確保し、駐車料金は有料とすること。（一般利用者と同額）
- (18)満65歳以上の者の駐車料金割引については行わない。
- (19)新事業者は、駐車場管理運営する前までには賠償・損害保険等に加入すること。
- (20)新事業者は、定期的に駐車場の清掃（吸いがら、空缶、紙屑、落葉等）を行い美化に努めること。
- (20)樹木の剪定、倒木撤去は、本市において実施するので必要があるときは本市と協議すること。ただし、軽微な枝打ち等は新事業者にて実施すること。
- (21)新事業者は、粗大ゴミ等の撤去処理を行うこと。
- (22)新事業者は、長期駐車車輛の撤去処理や不法駐車車輛の対策等を行うこと。
- (23)新事業者は、公園駐車場の目的、料金体系、利用規約、清算方法、アイドリングストップ、ゴミ捨て禁止及び管理者の明示等のサインについて、本市と協議し適切に設置すること。
- (24)新事業者は、有料化する各駐車場において、公園利用者へ公園駐車場有料化の開始時期、工事開始時期及び工事に伴う出入口の変更等の周知を、すみやかに行うこと。
- (25)新事業者は、本市へ各駐車場の利用状況を毎月提出すること。また、事業者は、有料化に関する他の資料が必要な場合は協力すること。
- (26)新事業者は、対象施設の使用に当たり、その土地を改変しないこと。但し、あらかじめ本市から書面による承認を受けたときは、この限りではない。
- (27)料金看板に「公園利用者専用駐車場」と掲示すること。
- (28)駐車場機器類等の電気料
- ①駐車場内の事業者所有の機器類にかかる電気料については、新事業者の負担とする（電気子メーターによる）。
 - ②駐車場内の本市の照明器具等にかかる電気料については、本市の負担とする。
 - ③駐車場外の新事業者所有の看板表示等の照明にかかる電気料金については、新事業者の負担とする。
- (29)新事業者は、駐車場への入庫待ちによる渋滞対策を行うこと。

- (30)新事業者は、公園施設の法令点検等により停電となる場合に本市と調整の上、協力するものとする。
- (31)防犯カメラを設置する場合は、那覇市防犯カメラの設置及び運用に関する条例、その他法令等を遵守すること。
- (32)新事業者は、駐車場事業の運営等に関連する法令を遵守すること。
- (33)末吉公園駐車場（市立病院側）について、駐車ますの変更等を行う場合、当該駐車場地下に耐震性貯水槽があるため、耐震性貯水槽のマンホール蓋箇所が駐車ます内に入らないようにすること。
- (34)末吉公園駐車場（儀保交番側）について、当該駐車場内に那覇市管理の照明灯があることから、必要に応じ、衝突防止対策を講じること。
- (35)末吉公園駐車場（市立病院側）及び末吉公園駐車場（儀保交番側）については、末吉公園が鳥獣保護区に指定されていることから、鳥獣保護区の趣旨を理解し、有料駐車場整備について、環境に配慮した照明灯などの採用を検討すること。

9 駐車場出庫台数実績

令和4年4月1日～令和7年12月31日までの大石公園における公園駐車場出庫台数は以下のとおりとなります。出庫台数については、新事業者の収入を保障するものではありません。

公園駐車場名	R 4 年度～R 7 年度 出庫台数	
大石公園駐車場	128,582 台	
	R 4 年度	33,391 台
	R 5 年度	34,703 台
	R 6 年度	33,394 台
	R 7 年度 (R7.4月～R7.12月)	27,094 台

※大石公園駐車場以外については、出庫台数の実績値なし

10 応募手続き等

(1) 入札要領の配布・申込受付期間

- ①公募要領の配布：令和8年1月30日(金)～令和8年2月27日(金)午後5時15分まで
 ②申込受付期間：令和8年1月30日(金)～令和8年2月27日(金)午後5時15分必着
 ただし、期間中の土・日曜日・祝日を除く、時間は午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分です。

入札要領は、那覇市公園管理課のホームページからダウンロードして下さい。

那覇市ホームページ：[トップページ](#) > [産業・ビジネス](#) > [事業者登録・入札・契約](#) > [入札・企画提案の公告](#) > [令和7年度 入札](#) > 那覇市公園駐車場管理運営事業者公募に係る制限付き一般競争入札について

那覇市公園管理課窓口での配布も行っております。

(2) 応募申込みに必要な書類

- ①応募申込書(様式1：参照)

応募申込書に押印する印影については、法人の印鑑証明書(③イ参照)と同一

②誓約書(様式2:参照)

③新事業者の概要等

ア 法人登記簿謄本又は登記事項証明書(原本)

イ 印鑑登録証明書(原本)

ウ 定款、寄付行為、規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を示す書類

④駐車場事業の実績(官公庁又は民間等)

ア 過去3年間の「官公庁」と契約等締結した実績を(様式3:参照)に記載し、業務実績一覧表中No1の契約書等の写しを添付すること。

イ 過去3年間の「民間等」と契約等締結した実績を(様式3:参照)に記載し、業務実績一覧表中No1の契約書等の写しを添付すること。なお、実績1件あたりの面積は1,000m²以上とする。

⑤納税証明書

那覇市税の納税証明書(原本)。那覇市税の非課税、又は滞納がないことを証明するものに限る。

※ 「法人登記簿謄本又は登記事項証明書」、「印鑑登録証明書」、「納税証明書」は、いずれも発行後3か月以内とし、原本を提出すること。

(3) 応募書類の提出

応募者は、申込期間内に、応募申込書類を提出先に直接持参すること。(郵送、電話、FAX・電子メールによる受付は行いません。)

なお、書類に不備がある場合には受付を行わない。また、受付期間以外の受付は行わない。

(4) 提出先

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市役所 都市みらい部 公園管理課 利用グループ

電話:(直通)098-951-3239 担当) 蓬毛(ミノモ)

1 1 質問及び回答

(1) 質問書(様式4:参照)

質問受付期間:令和8年1月30日(金)~令和8年2月13日(金)午後5時15分必着

※ただし、期間中の土・日曜日・祝日を除く、時間は午前8時30分~正午、午後1時~午後5時15分です

(2) 提出方法

FAX・電子メール・持参にて受付ける。FAX・電子メールにて送信後は、電話で質問書送信の旨の連絡すること。なお、提出に要する費用は応募者の負担とする。

(3) 提出先

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市役所 都市みらい部 公園管理課 (担当) 蓬毛(ミノモ)

電話:(直通)098-951-3239 FAX:098-951-3206

メール:B-KOUEN001@city.naha.lg.jp

(4) 質問書に対する回答

令和8年2月19日(木)に、那覇市ホームページにて質問に対する回答を掲載する予定である。

1 2 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時及び場所

入札日時：令和8年3月13日(金)

14時00分 受付開始

14時10分 事前説明開始予定

14時20分 入札開始予定

執行場所：那覇市役所9階 901会議室

(2) 提出書類等(当日持参するもの)

①入札書(様式5)

②委任状(様式6)(※代理人により入札しようとする場合のみ。)

③入札参加資格認定通知書

(3) 入札

①入札参加者は、所定の入札書に必要事項を記入し、記名押印するものとする。また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」を記入し提出すること。
押印は、印鑑登録届出印を使用すること。

②入札金額は、年額(12か月分・税込)の価格で記入すること。

③入札は代理人により行わせることができる。この場合は、当該入札の執行前に 委任状を入札執行者に提出すること。委任状のない入札は、無効となる。委任状には、印鑑登録届出印と代理人の印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用すること。

④入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

⑤電話、又は郵便による入札は認めない。

(4) 入札書の書換え等の禁止

提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。

(5) 開札

①開札は、入札の終了後直ちに入札参加者、又はその他の代理人の面前で行う。ただし、入札参加者、又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に關係のない職員を開札に立ち会わせる。

②入札の当日出席しなかった者、又は入札書提出時刻に遅刻した者は、失格とみなす。

(6) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

①入札に参加する資格がない者のした入札

②入札金額を訂正した入札

- ③入札書が所定の日時までに提出されない入札
- ④文字訂正及び署名に押印がない入札
- ⑤同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
- ⑥入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の代理をしてなした入札
- ⑦連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- ⑧入札書に記名押印のない、又は重要な記載事項について判読できない入札
- ⑨その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 落札者の決定

- ①落札者は、本市の設定した「年間最低使用料」以上で、かつ、最高金額をもって入札した者とする。
- ②落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札に関係のない職員に入札者に代わってくじを引かせる。

(8) 入札結果の公表

落札者があるときは、その者の落札者名及び金額を、落札者がないときは、その旨を開札に立ち会った入札者に公表する。

(9) 入札の中止等

不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがある。

(10) 入札執行の公開

入札の執行は公開により行う。

13 その他

- (1)入札要領に定める事項のほか、地方自治法、地方自治法施行令、都市公園法およびその他関係法令の定めに従うこと。
- (2)新事業者は、公園施設設置管理許可取得後に対象物件の不備を発見した場合であっても、既に納付した使用料や損害賠償等の請求には応じられません。
- (3)新事業者は、対象物件にかけた改良費（有益費）、修繕費（必要費）およびその他の費用を本市に請求することはできません。
- (4)本市が、公園利用者の利便の向上を図るために協議を行うことを目的とする協議会等を立ち上げた際には、事業者は本協議会へ参画すること。

【お問合せ】

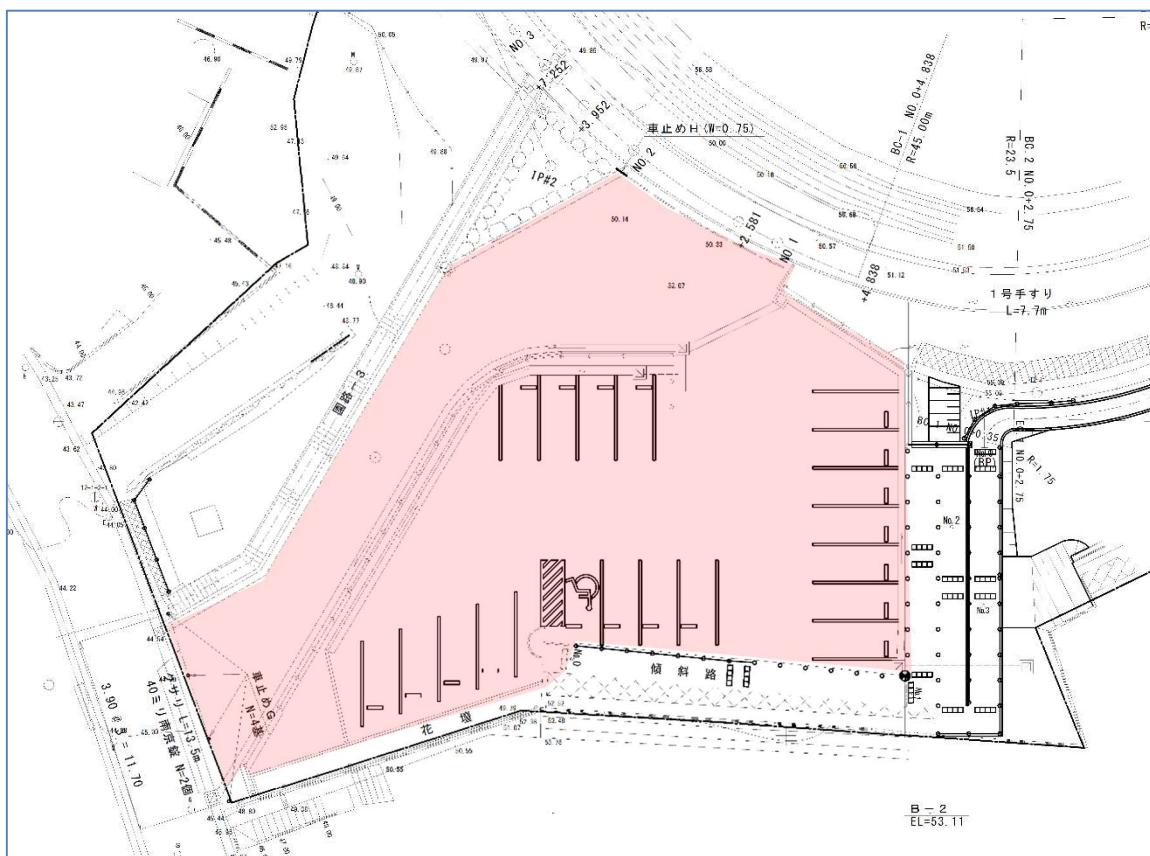
〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市役所 都市みらい部 公園管理課 担当：蓑毛（ミノモ）
電話：(直通)098-951-3239 FAX：098-951-3206

位置図

【大石公園駐車場広域図】



【大石公園駐車場管理範囲（赤色部分）（non scale）】



位 置 図

【末吉公園駐車場（市立病院側）広域図】



【末吉公園駐車場（市立病院側）管理範囲（赤色部分）（non scale）】



【末吉公園駐車場（儀保交番側）広域図】



【末吉公園駐車場（儀保交番側）管理範囲（赤色部分）（non scale）】



【真嘉比中央公園駐車場 広域図】



【真嘉比中央公園駐車場 管理範囲（赤色部分）（non scale）】



【森口公園駐車場 広域図】



【森口公園駐車場 管理範囲（赤色部分）（non scale）】



(様式 1)

応募申込書

令和 8 年 月 日

那覇市長 知念 覚 様

「那覇市公園駐車場管理運営事業者公募に係る制限付き一般競争入札」に参加したいので、次のとおり申し込みます。

住所
申込者 氏名 印

(法人の場合は法人名と代表者氏名)
(共同企業体の場合は代表法人名と代表者氏名)
(電話 :)
(FAX :)

1 入札参加を希望する物件

名称	所在地	管理面積	台数
大石公園駐車場	那覇市識名1丁目12付近	約530m ²	19台
末吉公園駐車場(市立病院側)	那覇市首里末吉町1丁目147付近	約1,600m ²	28台
末吉公園駐車場(儀保交番側)	那覇市首里儀保町4丁目17付近	約1,000m ²	11台
真嘉比中央公園駐車場	那覇市真嘉比3丁目16-1	約400m ²	13台
森口公園駐車場	那覇市字小祿85-2付近	約400m ²	12台
	計	約3,930m ²	83台

※管理面積については地図上での計測となります。

2 賃貸借期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日

※大石公園駐車場については、現事業者にて現事業者所有の機器撤去後に引き渡すものとする。

3 添付資料

- (1) 応募申込書 (様式 1)
- (2) 誓約書 (様式 2)
- (3) 法人登記簿謄本又は登記事項証明書
- (4) 印鑑登録証明書
- (5) 定款、寄付行為、規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を示す書類
- (6) 駐車場事業実績 (様式 3)
- (7) 納税証明書 (那覇市税の滞納がないことを証明するものに限る。)

4 その他

押印は、印鑑登録届出印を使用してください。

(様式2)

誓 約 書

令和8年 月 日

那霸市長 知念 覚 様

住 所

商号・名称

代表者氏名

印

那霸市の「那霸市公園駐車場管理運営事業者公募に係る制限付一般競争入札」の参加申込にあたり、当社及び当社の役員等は、下記事項について誓約します。

また、当該入札参加資格確認のため、那霸市が警察当局へ照会することについて同意いたします。

記

- 1 当社及び当社の役員等は、当該契約満了までの将来においても、暴力団及び暴力団員、暴力団密接関係者(下記事項①～⑥の者)ではありません。
 - ①会社の代表役員等又は一般役員等(これら以外の者であって、経営に事実上参加している者を含む。以下同じ。)であって、暴力団関係者であると認められる者
 - ②会社又は会社の役員等であって、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているもの
 - ③会社又は会社の役員等であって、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているもの
 - ④会社又は会社の役員等であって、暴力団又は暴力団関係者と密接な交際を有し、社会的に非難されるべき関係を有しているもの
 - ⑤会社又は会社の役員等が、暴力団関係業者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているもの
 - ⑥会社又は会社の役員等であって、那霸市の発注工事等に関し、暴力団又は暴力団関係者から不当介入を受け、あるいは不当介入による被害を受けたにもかかわらず那霸市に報告せず、又は所轄の警察署に届けなかつたもの
 - 2 競争入札又は見積において公正な執行を妨げません。また、公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るために連合しません。
 - 3 今後とも、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)及び関係法令を遵守し、社会から信用され、信頼される企業づくりに努めるとともに、那霸市から受注した場合には、那霸市の指導、要請等に誠実に対処します。
 - 4 この誓約が事実と相違することが判明した場合は、那霸市から競争入札参加資格の取消し、指名停止、契約解除等の措置を受け、かつ、その事実を公表されても異存ありません。
- ※ 押印は、印鑑登録届出印を使用してください。

(様式3)

駐車場事業実績

令和8年 月 日

那覇市長 知念 覚 様

住 所

商号・名称

代表者氏名

印

No	相手方	契約形態	期間	面積	台数
1			年 月 日～ 年 月 日	m ²	台
2			年 月 日～ 年 月 日	m ²	台
3			年 月 日～ 年 月 日	m ²	台
4			年 月 日～ 年 月 日	m ²	台
5			年 月 日～ 年 月 日	m ²	台
6			年 月 日～ 年 月 日	m ²	台
7			年 月 日～ 年 月 日	m ²	台
8			年 月 日～ 年 月 日	m ²	台
9			年 月 日～ 年 月 日	m ²	台
10			年 月 日～ 年 月 日	m ²	台

※現在の契約も含み、過去3年間の実績のうち台数の多い順に最大10件を記載してください。

※契約形態欄は、賃貸借、委託、指定管理者、その他を記載してください。

※上記のうちNo1の契約書等の写しを添付してください。

(様式4)

質問書

那覇市 公園管理課 あて

令和8年 月 日

「那覇市公園駐車場管理運営事業者公募に係る制限付き一般競争入札要領」について、次の事項を質問します。

(提出者)

住 所

商号・名称

代表者氏名

印

(担当者・連絡先)

所 属

職 氏 名

住 所

電 話

F A X

E メール

No	ページ	項目	質問内容

(様式5)

入札書

1 件名

那覇市公園駐車場管理運営事業者公募に係る制限付き一般競争入札

2 入札金額 (税込)

拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

上記のとおり入札いたします。

令和8年 月 日

住 所

商 号

氏 名

印

代理人

印

那覇市長 知念 覚 様

(注意)

- 1 入札金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」または「金」を記入してください。
- 2 枠内に年額を記入してください。
- 3 入札金額は消費税込の金額で記載してください。
- 4 押印は、印鑑登録届出印を使用してください。代理人の場合は、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用してください。

(様式6)

委 任 状

住 所

氏 名

印

上記の者を私の代理人として、次の入札に関する一切の権限を委任します。

件 名 那覇市公園駐車場管理運営事業者公募に係る制限付き一般競争入札に関する一切の件

令和8年 月 日

住 所

商 号

氏 名

印

那覇市長 知念 覚 様

(注意)

- 1 法人の場合の氏名は、商号又は名称及び代表者氏名を記入してください。
- 2 委任者の押印は、印鑑登録届出印を使用してください。